

（意見公募時資料）

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）に関する 公示の一部改定案のご意見の募集について

令和7年1月14日
東北運輸局

東北運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年1月14日（金）から令和7年2月13日（土）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下の方法で「東北運輸局海事振興部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。

○電子メールによる提出（テキスト形式）

電子メールアドレス : tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人、その他団体にあっては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された住所、電話番号及び電子メールアドレスの個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認させていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

東北運輸局海事振興部海事産業課

TEL : 022-791-7512

(意見公募時資料)

東北運輸局海事振興部海事産業課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案」に
関する意見

(フリガナ) 氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		

（意見公募時資料）

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年11月
東北運輸局 海事振興部海事産業課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準について

海上運送法（以下「法」という）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活または社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定します。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条第1号から第5号のほか、第6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「サービス基準」改定案の内容及び理由

① 指定区間「浦戸諸島」

（1）「各運航ごとの最低輸送能力」について

指定区間「浦戸諸島」の二地点間である桂島漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、野々島漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、寒風沢漁港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、朴島港と塩釜港（塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。）との間、桂島漁港と野々島漁港との間、桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、塩釜港塩釜

区石浜地区と野々島漁港との間、寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、朴島港と寒風沢漁港との間、寒風沢漁港と野々島漁港との間、朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間、朴島港と野々島漁港との間における「各運航ごとの最低輸送能力」を以下のとおり変更する。

- 「85人」を「82人」に変更する。

・改定の理由

さきの知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船の安全対策強化を図るため船舶安全法施行規則等が改正され令和7年4月1日から施行されているところ、現存船については施行日以後最初に行われる定期検査時までに改良型救命いかだ等の安全設備搭載が義務付けられた。

小型旅客船2隻（予備船：小型旅客船2隻）により離島航路の運航を維持している塩竈市では、現行及び将来に渡る旅客輸送の状況等を踏まえ、各船舶に搭載する安全設備を各船舶とも定員84人（内、船員2人）とする膨張式内部収容型救命浮器を搭載することとした。

搭載する安全設備の定員は、船舶の船舶検査証書上の最大搭載人員の上限となるため、1回の運航に必要な最低限の輸送能力を改定するものである。

3. 施行日（予定）

令和7年12月

1. 番号 12

2. 名称 浦戸諸島

(改定案)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	桂島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間	毎日	5／日	始発(塩釜港着) 07:00 以前 日曜、祝日、年末、年始、お盆 期間を除く。	旅 客 82 人 (使用船舶の検査・修繕のための 運休時は適用しない)
	野々島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			終発(塩釜港発) 18:00 以後	
	塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			設定せず	
	寒風沢漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	朴島港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	桂島漁港と野々島漁港との間				
	桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	塩釜港塩釜区石浜地区と野々島漁港との間				
	寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と寒風沢漁港との間				
	寒風沢漁港と野々島漁港との間				
	朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と野々島漁港との間				

(現 行)

関係 都道府県	二 地 点 間	サービス基準			
		運航日程	運航回数	始終発時刻	各運航ごとの最低輸送能力
宮城県	桂島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間	毎日	5／日	始発(塩釜港着) 07:00 以前 日曜、祝日、年末、年始、お盆 期間を除く。	旅 客 85 人 (使用船舶の検査・修繕のための 運休時は適用しない)
	野々島漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			終発(塩釜港発) 18:00 以後	
	塩釜港塩釜区石浜地区と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間			設定せず	
	寒風沢漁港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	朴島港と塩釜港(塩釜区石浜地区及び仙台区を除く。)との間				
	桂島漁港と野々島漁港との間				
	桂島漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	塩釜港塩釜区石浜地区と野々島漁港との間				
	寒風沢漁港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と寒風沢漁港との間				
	寒風沢漁港と野々島漁港との間				
	朴島港と塩釜港塩釜区石浜地区との間				
	朴島港と野々島漁港との間				

(意見公募時資料)

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）

設定	平成12年 4月 3日	改定	平成25年 2月 20日
改定	平成18年 7月 11日	改定	平成25年 9月 2日
改定	平成18年 9月 5日	改定	平成29年 3月 15日
改定	平成19年 3月 30日	改定	令和2年 12月 11日
改定	平成20年 3月 13日	改定	令和5年 12月 21日
改定	平成20年 6月 12日	改定	令和7年 3月 18日
改定	平成21年 9月 30日		

海上運送法第2条第11項の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関するもの（平成12年10月1日から施行）

法律名　　海上運送法
項目　　海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項
　　　　第11条（事業計画の変更）第1項
　　　　第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る
　　　　法第4条第6号の基準

- ※1. 指定区間　　区間について「(生活地) 港と (目的地) 港の間」で表記。
　　一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならず、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。
2. 運航日程　　日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。
　　2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数　　運航日程における運航回数。
4. 始終発時刻　　始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも△△:△△時までに目的港に到着するよう始発便を出すこと」の意。
　　終発は、目的地を終発する時刻を表わし、「早くとも○○:○○時より後に目的港を出港すること」の意。
5. 輸送能力　　旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表わし、この輸送力以上の旅客定員を有することが必要。
　　乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表わし、この輸送力以上の乗用車航送能力を有することが必要。（乗用車（換算率 10.4 m³）×2台 = 8t トラック×1台とした。）
　　貨物輸送能力はm³で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他　　下欄にその他の条件を附記している。